

国の施策・制度・予算に対する

提言・要望書

重点項目



令和5年7月

福岡県
福岡県議会

目 次

■内閣官房（デジタル田園都市国家構想）	1
1 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化	1
■デジタル庁	1
1 社会保障・税にかかわる番号制度	1
2 公金収納方法の多様化に向けた取組の推進	1
3 警察業務のデジタル化施策推進への支援	2
■内閣府（防災）	2
1 被災者支援制度の拡充	2
2 災害時の福祉支援に対する財政措置の充実	2
3 災害対策の充実	2
■内閣府（少子化対策）	3
1 子どもを事件・事故から守る対策の充実	3
■内閣府（地方創生）	3
1 先端成長産業育成等への支援強化	3
2 移住・定住の促進、関係人口の創出	3
■内閣府（経済財政政策）	4
1 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の継続	4
■内閣府（男女共同参画）	4
1 女性の活躍を促進する取組の充実・強化	4
■内閣府（消費者及び食品安全）	4
1 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）	4
■内閣府（原子力防災）	5
1 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策	5
2 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策	5
■内閣府（消費者庁）	6
1 地方消費者行政に係る財政措置の充実・強化	6
■内閣府（子ども家庭庁）	6
1 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策	6
2 社会的養育の推進のための支援の充実	6
3 ひとり親家庭への支援	6
4 子育て支援策の充実	7
5 医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置	7
6 保育施策の充実・強化	7
7 保育所等の老朽化等に伴う施設整備	8

8	児童福祉施設の施設整備への財政支援の拡充	8
9	新生児スクリーニング検査の充実	8
10	放課後児童クラブに対する支援の充実	8
11	子ども・若者育成支援施策推進のための財政措置	9
12	高等教育の修学支援新制度に係る事務費の確保	9
■総務省		9
1	インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲）	9
2	子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）	9
3	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	9
4	移住・定住の促進、関係人口の創出（再掲）	10
5	5G基地局、光ファイバー網の整備	10
6	E B P Mの推進	11
7	パークアンドライドの促進	11
8	鉄道の安全輸送に関する予算の確保	11
9	鉄道駅の耐震化推進	11
10	世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）	11
11	史跡に係る特別交付税算定方法の見直し	12
12	社会保障・税にかかわる番号制度（再掲）	12
13	「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定	12
14	外形標準課税のあり方の検討	12
15	個人事業税の課税対象業種の見直し	13
16	中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備	13
17	納税証明書の交付事務の電子化	13
18	公金収納方法の多様化に向けた取組の推進（再掲）	13
19	公金支払事務に対する財政措置	13
20	国の技術職員による被災市町村への支援	14
21	公共施設等適正管理推進事業債の拡充	14
22	会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う地方財政措置の実施	14
■総務省（消防庁）		14
1	弾道ミサイル落下時の情報伝達手段ととるべき行動の国民への継続的な周知	14
2	災害対策の充実（再掲）	14
■法務省		15
1	暴力団壊滅に向けた取組の推進	15
2	インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲）	15
3	犯罪被害者支援の推進	16
4	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	16

5	ひとり親家庭への支援（再掲）	17
■	法務省（出入国在留管理庁）	17
1	ウクライナ避難民の受入れにかかる財政支援	17
■	文部科学省	17
1	私立学校における感染症対策の充実強化	17
2	物価高騰に伴う学校給食等の保護者負担の軽減	18
3	様々な不安やストレスを抱える児童生徒の心のケア	18
4	高校生等奨学給付金制度の見直し	18
5	高等学校等就学支援金制度の是正	18
6	高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充	18
7	義務教育等に必要な財源の完全保障	18
8	私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の拡充	19
9	フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援	19
10	教職員定数改善計画の早期策定	19
11	教員不足の解消に向けた人材の確保	19
12	栄養教諭を中核とした食育指導体制の強化	19
13	高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化に伴う教員の配置のための財源確保	19
14	私立学校施設の耐震化の促進	20
15	公立学校施設の空調設備の整備に係る必要な財源の確保	20
16	私立学校におけるICT環境の整備・活用	20
17	過疎高等学校特別経費の補助要件の見直し	20
18	特別支援学校における通学バスに係る財源保障の強化	20
19	特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充	20
20	子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）	21
21	地域学校協働活動の取組に係る支援の充実	21
22	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	21
23	先端成長産業育成等への支援強化（再掲）	22
24	国際リニアコライダー（ILC）計画に関する調査・検討の実施	22
■	文部科学省（文化庁）	22
1	世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）	22
2	宗教法人の解散手続きの簡素化	23
3	暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）	23
4	部活動の地域移行の推進	23
■	文部科学省（スポーツ庁）	24
1	スポーツ大会に係る開催支援の拡充	24

2	部活動の地域移行の推進（再掲）	24
■	厚生労働省	24
1	国民健康保険制度の安定的運営の確保	24
2	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	25
3	国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の廃止	25
4	後期高齢者医療制度の円滑な運営	25
5	介護保険制度の安定的運営の確保	26
6	介護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置	26
7	介護人材の確保	26
8	福祉人材確保事業に係る財政措置	26
9	難病対策の円滑な運営	26
10	予防接種の充実	27
11	HPVワクチンの安定的な供給の確保	27
12	骨髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、休業補償制度の創設及び十分な財源の確保	27
13	地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等	27
14	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業者等サービス提供体制確保事業の財源の確保	28
15	医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の十分な財源の確保	28
16	有床診療所等のスプリングラ等施設整備事業への財政措置	28
17	災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置	28
18	医療機関の電源確保対策の充実	28
19	地方の意見を踏まえた地域医療構想の推進	28
20	障がい福祉制度の改革	29
21	障がいのある人の就労支援体制の充実・強化	29
22	重度障がい者に対する経済的支援の充実	29
23	医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置（再掲）	29
24	特別障害者手当・障害児福祉手当の障害程度認定基準	29
25	障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備	30
26	隣保館等の老朽化に伴う財政措置	30
27	地域生活支援拠点等の整備・運営への財政措置	30
28	地域生活定着促進事業に対する安定的な財政支援	30
29	障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化	31
30	子育て支援策の充実（再掲）	31
31	きめ細かな雇用対策の充実・強化	31
32	自立相談支援機関の機能強化に対する財政支援	31

3 3	困難な問題を抱える女性への支援	32
3 4	人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）	32
3 5	水道施設整備費国庫補助等予算の確保と制度の充実・強化	33
■	農林水産省	33
1	適切な価格転嫁に向けた対策の推進	33
2	災害復旧・復興に向けた支援の継続と充実	33
3	農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に対する支援の充実	33
4	水田農業振興対策の充実強化	34
5	畜産の競争力強化に向けた支援の充実	34
6	キウイフルーツかいよう病対策の充実強化	34
7	果樹・茶の改植に対する支援の充実	35
8	花きの需要喚起、消費拡大対策の強化	35
9	6次産業化の取組拡大に向けた支援の充実	35
1 0	G A Pの推進に向けた支援の充実	35
1 1	海外品種登録の推進	35
1 2	新規就農者の定着に向けた支援の継続	35
1 3	女性の経営参画に向けた支援の充実	35
1 4	家畜伝染病の発生予防、人と動物の共通感染症対策の充実強化	36
1 5	鳥獣被害対策の充実強化	36
1 6	収入保険制度の充実強化	36
1 7	特別栽培農産物の流通促進対策の充実強化	36
1 8	日本型直接支払制度の充実強化	37
1 9	農業協同組合の経営基盤の充実強化	37
2 0	農地転用許可制度の見直し	37
2 1	農山漁村振興交付金「最適土地利用総合対策」の要件緩和	37
2 2	国営施設機能保全事業の推進	38
2 3	農用地土壌汚染対策に向けた支援の継続	38
2 4	農業水利施設の適正管理に向けた支援の充実	38
2 5	ため池等防災対策の充実強化	38
2 6	流域治水対策の充実強化	38
2 7	森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援の充実	39
2 8	林業における担い手確保対策の充実強化	39
2 9	森林・山村多面的機能発揮対策の充実強化	39
3 0	竹材の新たな用途開発の推進	39
3 1	松くい虫被害対策の推進	39
3 2	土地取引の規制を含む法令の整備	40

3 3	埋設 2, 4, 5—T系除草剤の処理の推進	40
3 4	有明海再生対策の充実強化	40
3 5	有明海の環境変化の原因究明調査の実施	40
3 6	漁業における担い手確保対策の充実強化	40
3 7	新たな資源管理制度への移行に向けた支援の充実	40
3 8	ノリ輸入制度の堅持	41
3 9	漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進	41
■	経済産業省	41
1	地域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化	41
2	中小企業の資金繰り支援	41
3	中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備（再掲）	41
4	中小企業における設備投資促進、製品開発支援の環境整備	42
5	先端成長産業育成等への支援強化（再掲）	42
6	観光振興に向けた取組の推進	42
7	竹材の新たな用途開発の推進（再掲）	43
8	地域経済を牽引する企業の更なる成長の促進	43
■	経済産業省（資源エネルギー庁）	43
1	安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築	43
2	電力システム改革の着実な実行	43
3	省エネルギー対策への支援制度の充実	43
4	東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）	44
■	国土交通省	44
1	八木山バイパスの早期 4 車線化	44
2	高規格道路等の整備推進	44
3	必要な幹線道路の重要物流道路への指定	44
4	大規模災害に備える道路網の確実な整備	44
5	九州大学学術研究都市構想に基づく関連道路整備の推進	45
6	道路防災事業の推進	45
7	道路施設の老朽化対策の推進	45
8	道路施設の震災対策の推進	45
9	交通安全事業の推進	45
1 0	自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進	46
1 1	自転車活用の推進	46
1 2	災害に強い河川整備の推進	46
1 3	津波・高潮対策の推進	46
1 4	河川施設の老朽化対策の推進	46

15	漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）	46
16	筑後川水系ダム群連携事業の推進	47
17	土地取引の規制を含む法令の整備（再掲）	47
18	下水道事業の推進	47
19	土砂災害対策の推進	47
20	砂防関係施設の老朽化対策の推進	47
21	重要港湾苅田港・三池港の機能強化	48
22	港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進	48
23	世界遺産である三池港の管理保全支援	48
24	日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化	48
25	世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援	48
26	「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」と「まちの賑わい創出」につ ながらる施策の推進	48
27	街路事業の推進	49
28	都市公園事業の推進	49
29	パークアンドライドの促進（再掲）	49
30	盛土規制法の施行に伴う基礎調査に必要な支援	49
31	住宅・建築物の耐震化の推進	49
32	住宅セーフティネット機能の確保・強化	50
33	住環境整備・住宅市街地整備の推進	50
34	住宅ストックの有効活用	50
35	公営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援	50
36	省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）	50
37	国の技術職員による被災市町村への支援（再掲）	51
38	公共交通施設のバリアフリーの推進	51
39	障がい者福祉施策の充実	51
40	地籍調査事業の推進	51
41	鉄道の整備推進	51
42	鉄道駅の耐震化推進（再掲）	52
43	鉄道の安全輸送に関する予算の確保（再掲）	52
■国土交通省（観光庁）		52
1	観光振興に向けた取組の推進（再掲）	52
■環境省		52
1	災害時におけるペット救護対策	52
2	地域における地球温暖化対策の推進	53
3	省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）	53

4	高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進	53
5	地方公共団体における石綿（アスベスト）飛散防止対策への支援強化	53
6	廃棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る財政支援制度の充実	53
7	安定型最終処分場の規制強化	54
8	産業廃棄物処分業における経理的基礎に係る基準の厳格化及び積立金制度の創設	54
9	PCB廃棄物の早期処理に向けた取組の強化	54
10	海岸漂着物等対策の推進	54
11	漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）	54
12	浄化槽による汚水処理の推進	55
13	特定外来生物の防除の推進	55
14	安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築（再掲）	55
15	太陽光パネルリサイクル等に対する制度創設	55
16	地方公共団体における食品ロス削減推進計画に係る支援強化	56
17	プラスチック資源循環に係る支援強化	56
	■環境省（原子力規制庁）	56
1	東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策（再掲）	56
2	東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）	56
3	放射線モニタリング体制の強化	57
	■防衛省	57
1	佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画	57
	■国家公安委員会	57
1	暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）	57
	■警察庁	58
1	治安基盤の充実強化	58
2	捜査基盤の充実強化	58
3	暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）	58
4	警察業務のデジタル化施策推進への支援（再掲）	59
5	犯罪被害者支援の推進（再掲）	59
6	子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）	59
7	ストーカー対策の強化	59

■内閣官房（デジタル田園都市国家構想）

1 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化

【所管省庁 文部科学省（文化庁）、内閣官房（デジタル田園都市国家構想）、総務省】
世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

■デジタル庁

1 社会保障・税にかかわる番号制度

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

- (1) 番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。
- (2) マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、カードの円滑な交付のための対策を継続して行うこと。なお、健康保険証との一体化にあたっては、国民に混乱が生じないように、課題への対応を確実に図ること。
- (3) 番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解をより深めることが不可欠であり、情報漏洩や不正利用に係る不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を継続して行うこと。特に、コンビニ交付やマイナ保険証等においてマイナンバーカードに係るインシデントが相次ぐ中、再発防止の徹底、事案発生時の的確な対応並びに国民及び地方公共団体への迅速な情報提供を行うこと。
- (4) 公的個人認証サービスにおける基本4情報の金融機関等への提供については、本人の同意なしには実施されないことなど、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を丁寧に行うこと。

2 公金収納方法の多様化に向けた取組の推進

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

- (1) 地方税の収納において令和5年4月から活用可能となった地方税統一QRコードについて、その活用範囲を地方公共団体が取り扱う公金全般に拡大すること。
- (2) 公金全般への拡大に当たっては、公金の納付書に地方税統一QRコードを付与するために必要となる収納システム整備等の経費について、財政措置を講じること。

3 警察業務のデジタル化施策推進への支援

【所管省庁 警察庁、デジタル庁】

- (1) 警察業務のデジタル化施策を推進する上で、多額の費用を要する「県民の利便性や業務の合理化・高度化に資する各種システムの導入経費」や「デジタル基盤構築に必要なパソコン等機器の整備経費」などに対し、国庫補助金や交付金により財政的支援を行うこと。
- (2) 部内向け業務に関するデジタル化施策に対し、技術的支援や補助金による財政的支援を行うこと。

■内閣府（防災）

1 被災者支援制度の拡充

【所管省庁 内閣府（防災）】

- (1) 被災者生活再建支援制度の適用条件の緩和及び支援金の増額を行うこと。
- (2) 自治体の自主的な応急仮設住宅の運用が可能となる災害救助法の見直しを行うこと。
- (3) 災害援護資金貸付金の貸付限度額の引上げ、所得制限の撤廃等貸付条件の改善を行うこと。

2 災害時の福祉支援に対する財政措置の充実

【所管省庁 内閣府（防災）】

被災地において、福祉・介護等の専門職員からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）が行う要配慮者に対する相談援助や介護等の支援、並びに、災害ボランティアセンターの活動が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置付けること。

3 災害対策の充実

【所管省庁 内閣府（防災）、総務省（消防庁）】

平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 3 年 8 月 11 日からの大雨等による甚大な被害及び南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するための対策を講じること。

- (1) 防災拠点となる市町村庁舎の耐震化、指定避難所の環境整備等を推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化を図ること。
- (2) 被災者に配慮した避難所の設置・運営及び感染症対策を行うために必要な資材の平時からの整備、住民への普及啓発や自主防災組織の中心的役割を担う人材の確保・育成など地域防災力の向上にかかる費用に対し、補助金や特別交付税等の確実な財政措置を講じること。

■内閣府（少子化対策）

1 子どもを事件・事故から守る対策の充実

【所管省庁 内閣府（少子化対策）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成30年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

■内閣府（地方創生）

1 先端成長産業育成等への支援強化

【所管省庁 内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

- (1) 自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテンツ・ソフトウェア、有機EL、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) 水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。
- (4) 水素需要が見込める製鉄分野において、「高炉水素還元」や「水素による還元鉄製造」などの技術開発等に対する継続した支援を行うこと。

2 移住・定住の促進、関係人口の創出

【所管省庁 内閣府（地方創生）、総務省】

ワーケーションやテレワーク推進の取組などを通じ、若者をはじめ都市住民の地方への就労を促すとともに、移住支援金の移住元要件の拡充など、地方への移住促進、関係人口創出に係る支援を充実すること。

■内閣府（経済財政政策）

1 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の継続

【所管省庁 内閣府（経済財政政策）】

本県では、国・県・経済団体等が連携して設置した、就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」において、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げるため、各界一体となった支援を行っている。こうした取組を支援するため、令和2年度から5年度までの取組については、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」が措置されているが、引き続き、地域における就職氷河期世代の方々の活躍促進に向けた取組を実施できるよう、令和6年度以降も同交付金を継続すること。

■内閣府（男女共同参画）

1 女性の活躍を促進する取組の充実・強化

【所管省庁 内閣府（男女共同参画）】

働く場や地域での女性の活躍を促進し、地方の創意工夫による取組を継続的に支援するため、地域女性活躍推進交付金について十分な財源確保と柔軟で使いやすい運用を図るとともに、「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

■内閣府（消費者及び食品安全）

1 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）

【所管省庁 内閣府（消費者及び食品安全）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- (2) インターネットを悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- (3) インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。

- (4) 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知を始め、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実にに対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。
- (5) 「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、個人情報保護法における要配慮個人情報として取り扱うよう、同法のガイドライン等で明示すること。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。
- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

■内閣府（原子力防災）

1 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、環境省（原子力規制庁）】

- (1) 原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、船舶に対する避難退域時検査等、具体的な実施方法が示されていない部分を早急に明らかにすること。
- (2) 避難用バスの運転手確保等、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- (3) 自治体を実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、その用途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

- (1) 原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。

- (2) 原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、新しい原子力規制検査制度の実効性を高めること。

■内閣府（消費者庁）

1 地方消費者行政に係る財政措置の充実・強化

【所管省庁 内閣府（消費者庁）】

地方が消費者行政を安定的に実施・推進できるよう、地方消費者行政強化交付金について、十分な予算を確保するとともに、使途の拡充などの改善を図ること。

■内閣府（こども家庭庁）

1 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、総務省、法務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備えるゲーム機等にも拡大するとともに、国においてフィルタリング義務の徹底を図るため、必要な法整備を行うこと。

また、青少年に裸の画像等を要求する行為を禁止するなど、青少年の自画撮り被害の未然防止に必要な法整備を行うこと。

2 社会的養育の推進のための支援の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

「都道府県社会的養育推進計画」に基づく施策を着実に推進できるよう、重点的な財政措置を講じるとともに、必要な支援を実施すること。

- (1) 里親制度の普及啓発、里親委託の推進のための財政支援の拡充
- (2) 児童養護施設等における小規模化・高機能化の推進のための財政支援の拡充

3 ひとり親家庭への支援

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、法務省】

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、以下の施策を講じること。

- (1) より安定した就労に向け、正規雇用につながる専門資格の取得に取り組む、子どもが多いひとり親世帯への生活費給付の拡充など、就労のための資格取得支援への重点的な財政措置

- (2) 養育費の確保を促進するため、協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立替制度の創設など、養育費の履行確保の強化に向けた制度的な対応

4 子育て支援策の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

- (1) 子ども及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (2) 男性の育児参画のさらなる促進や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて、育児休業期間中の所得を補償する育児休業給付金や企業の取組を促進するための両立支援等助成金の拡充など、施策の一層の充実を図ること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、補助率の引き上げや、結婚新生活支援事業における対象者の年齢・所得などの要件の緩和を行うとともに、より地方の創意工夫を活かせるよう、柔軟な運用を図ること。

5 医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

- (1) 県、市町村が医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 医療的ケア児に対するサービスの提供が十分行われるよう、医療型短期入所サービス等への報酬額の増額を図ること。
- (3) 小・中学校等に在籍する医療的ケア児に対する支援として、保護者付添代行看護師の派遣及び通学時の送迎サービスの利用について必要な財政措置を講じること。

6 保育施策の充実・強化

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

- (1) 0～2歳児を含め、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、保育所においても、無償化の開始年齢を幼稚園と同様、満3歳から開始し、幼保の統一を図ること。
- (2) 保育士の処遇改善の要件とされたキャリアアップ研修の実施に係る国補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げること。
- (3) 子どもの受入を行っている認可外保育施設の質の向上に向け、地方自治体が施設への指導や支援を着実に実施できるよう、必要な財源の確保及び適切な支援策を講じること。
- (4) 離島における保育所の継続的な運営が可能となるよう、特例保育の実施に係る特例地域型保育給付費において、国家公務員給与の特地勤務手当等と同様の加算措置を講じること。
- (5) 利用者の利便性向上のため、病児保育施設の増加・拡充できるよう施設に対する財政措置の拡充策を講じること。

7 保育所等の老朽化等に伴う施設整備

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

保育所、認定こども園については、古いものは昭和50年代に建設され、老朽化した建物が数多くあり、老朽化による建て替えの時期を迎えている。

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど、建物による被災防止の観点から万全を期しがたいものについては、耐震化工事同様、先延ばしにできないものであるため、施設整備のために必要な財源を国において措置すること。

また、施設の費用負担軽減のため、建て替えに係る基準単価の見直しを行うこと。

8 児童福祉施設の施設整備への財政支援の拡充

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

建築費用の著しい高騰が続く中、児童福祉施設の施設整備に係る補助金については、その現状に対応した適切な単価の設定が実施されておらず、施設の大規模修繕、改築、建替を断念せざるを得ない状況となっている。

社会的養護において、家庭養育を優先するという国の方針に基づき、施設においても家庭的環境を整えるための小規模化、地域分散化や高機能化を推進する必要があることや、災害時でも業務を継続できるよう老朽化対策や防災・減災対策が必要不可欠であることから、それらに伴う施設整備に係る経費について施設の負担を軽減するため、補助・支援を拡充すること。

9 新生児スクリーニング検査の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

- (1) 新生児のうちに実施する新生児マススクリーニング検査について、現在の公費検査20疾患に加えて、脊髄性筋委縮症（SMA）、重症複合免疫不全（SCID）及びライソゾーム病（LSD）を公費検査の対象項目として追加すること。
- (2) 新生児聴覚検査について、全ての新生児を対象に公費負担による検査が実施できるよう、地方交付税措置の市町村標準団体当たりの金額を見直すこと。

10 放課後児童クラブに対する支援の充実

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

- (1) 「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの施設整備や放課後児童支援員の処遇改善及び人材確保に必要な財源措置を講ずること。
- (2) 令和元年度に改訂された「子供の貧困対策に関する大綱」の「重点施策」を着実に実行できるよう、放課後児童クラブ利用料の無償化に必要な財源を確保すること。

1.1 子ども・若者育成支援施策推進のための財政措置

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

ひきこもりや若年無業など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、ワンストップで相談対応を行う「子ども・若者総合相談センター」の設置や運営のための必要な財政措置を行うこと。

1.2 高等教育の修学支援新制度に係る事務費の確保

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）】

高等教育の修学支援新制度における私立専門学校の機関要件の確認等に要する事務費については、全額国庫負担で措置すること。

■総務省

1 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、総務省、法務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備えるゲーム機等にも拡大するとともに、国においてフィルタリング義務の徹底を図るため、必要な法整備を行うこと。

また、青少年に裸の画像等を要求する行為を禁止するなど、青少年の自画撮り被害の未然防止に必要な法整備を行うこと。

2 子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（少子化対策）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成30年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

3 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（消費者及び食品安全）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

- (2) インターネットを悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- (3) インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- (4) 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知を始め、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。
- (5) 「同和地区の所在地名（旧同和对策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、個人情報保護法における要配慮個人情報として取り扱うよう、同法のガイドライン等で明示すること。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。
- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

4 移住・定住の促進、関係人口の創出（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、総務省】

ワーケーションやテレワーク推進の取組などを通じ、若者をはじめ都市住民の地方への就労を促すとともに、移住支援金の移住要件の拡充など、地方への移住促進、関係人口創出に係る支援を充実すること。

5 5G基地局、光ファイバー網の整備

【所管省庁 総務省】

離島や中山間地域などの条件不利地域においても情報格差が生じることがないように、5G基地局整備を強力に推進するとともに、光ファイバー網の未整備地域の早期解消に努めること。

6 EBPMの推進

【所管省庁 総務省】

- (1) 地域における統計データの利活用を推進するため、国勢調査や経済センサス等の基幹統計調査の結果における「市町村別」「平成の合併前の旧市町村別」のデータ提供の拡充等、ユーザーニーズを踏まえた政府統計ポータルサイト（e-Stat）の機能拡充を図ること。
- (2) データ分析能力等の専門性を有する職員を養成し、EBPMの推進・定着を図るため、都道府県への統計の専門家の派遣等、支援の拡充を図ること。

7 パークアンドライドの促進

【関係省庁 総務省、国土交通省】

パークアンドライド用駐車場への固定資産税減免に対する支援措置を講じること。

8 鉄道の安全輸送に関する予算の確保

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地方の鉄道の安全輸送の確保のために、現行補助制度を維持するとともに必要な予算を確保すること。
- (2) 中小民間鉄道の安全輸送施設整備にかかる地方負担分についても、第三セクター鉄道と同様、地方債の起債対象とすること。

9 鉄道駅の耐震化推進

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地震に強いまちづくりを実現するため、鉄道駅の耐震化の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) さらに、鉄道駅の耐震化にかかる地方負担分について、地方交付税措置の対象とするとともに、地方債の起債対象とすること。

10 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）

【所管省庁 文部科学省（文化庁）、内閣官房（デジタル田園都市国家構想）、総務省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

1.1 史跡に係る特別交付税算定方法の見直し

【所管省庁 総務省】

多額の維持管理経費を要している国指定特別史跡に係る特別交付税については、その維持管理経費を勘案した加算制度を設けるなど、実情に応じた算定方法に見直すこと。

1.2 社会保障・税にかかわる番号制度（再掲）

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

- (1) 番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。
- (2) マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、カードの円滑な交付のための対策を継続して行うこと。なお、健康保険証との一体化にあたっては、国民に混乱が生じないように、課題への対応を確実に図ること。
- (3) 番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解をより深めることが不可欠であり、情報漏洩や不正利用に係る不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を継続して行うこと。特に、コンビニ交付やマイナ保険証等においてマイナンバーカードに係るインシデントが相次ぐ中、再発防止の徹底、事案発生時の的確な対応並びに国民及び地方公共団体への迅速な情報提供を行うこと。
- (4) 公的個人認証サービスにおける基本4情報の金融機関等への提供については、本人の同意なしには実施されないことなど、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を丁寧に行うこと。

1.3 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定

【所管省庁 総務省】

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。

1.4 外形標準課税のあり方の検討

【所管省庁 総務省】

法人事業税の外形標準課税のあり方の検討に当たっては、その適用対象法人の税収が大きく減少しており、将来的に税収の安定性が損なわれるおそれがあるため、地域経済や企業経営への影響に配慮しつつ、事業活動の実態を踏まえること。

1.5 個人事業税の課税対象業種の見直し

【所管省庁 総務省】

課税の公平性を確保するため、個人事業税における課税対象業種の限定列举方式を見直し、全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、新規事業を課税対象に随時追加すること。

1.6 中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備

【所管省庁 経済産業省、総務省】

中小企業・小規模事業者の経営安定を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置について、恒久的な制度とすること。

1.7 納税証明書の交付事務の電子化

【所管省庁 総務省】

納税者の利便性向上のため、地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して、地方税の納税証明書の交付を電子的に行えるよう措置すること。

1.8 公金収納方法の多様化に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 総務省、デジタル庁】

- (1) 地方税の収納において令和5年4月から活用可能となった地方税統一QRコードについて、その活用範囲を地方公共団体が取り扱う公金全般に拡大すること。
- (2) 公金全般への拡大に当たっては、公金の納付書に地方税統一QRコードを付与するために必要となる収納システム整備等の経費について、財政措置を講じること。

1.9 公金支払事務に対する財政措置

【所管省庁 総務省】

公金支払事務を取り扱わせている指定金融機関に対する新たな手数料の負担については、住民サービスの低下を来さないよう、地方財政措置を講じること。

2 0 国の技術職員による被災市町村への支援

【所管省庁 総務省、国土交通省】

近年、自然災害が頻発・激甚化する一方で、小規模市町村においては、土木職など技術職員の不足が深刻化していることから、被災市町村の求めに応じ、県や市町村の技術職員を派遣する仕組みと同様に、専門知識を有する国の技術職員を被災市町村に中長期派遣できる仕組みを構築すること。

2 1 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

【所管省庁 総務省】

令和2年度までの措置であった市町村役場機能緊急保全事業について、防災拠点となる庁舎の耐震化を引き続き推進する必要があるため、再度、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に追加すること。

2 2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う地方財政措置の実施

【所管省庁 総務省】

会計年度任用職員に対して、新たに勤勉手当を支給する必要があることから、地方自治体に財政上の負担が生じることがないように、国として必要な地方財政措置を行うこと。

■総務省（消防庁）

1 弾道ミサイル落下時の情報伝達手段ととるべき行動の国民への継続的な周知

【所管省庁 総務省（消防庁）】

国民に対し、弾道ミサイル発射の兆候、発射情報や落下予測地点及び地域等をできる限り迅速に伝達するとともに、国民が安全を確保できるよう、国民保護サイレン音を含めた情報伝達手段ととるべき行動について、テレビやラジオなどの媒体の特性を生かし、的確に周知を図ること。

2 災害対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（防災）、総務省（消防庁）】

平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨及び令和3年8月11日からの大雨等による甚大な被害及び南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するための対策を講じること。

- (1) 防災拠点となる市町村庁舎の耐震化、指定避難所の環境整備等を推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化を図ること。
- (2) 被災者に配慮した避難所の設置・運営及び感染症対策を行うために必要な資材の平時からの整備、住民への普及啓発や自主防災組織の中心的役割を担う人材の確保・育成など地域防災力の向上にかかる費用に対し、補助金や特別交付税等の確実な財政措置を講じること。

■法務省

1 暴力団壊滅に向けた取組の推進

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- (1) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- (2) 暴力団の所得に関する調査・徴収を徹底すること。
- (3) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- (4) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 県下全域における自動車ナンバー自動読取システムの配備について、筑後地区の中核都市等を中心に整備を促進すること。
 - ④ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
 - ⑤ 爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。
- (5) 宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

2 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、総務省、法務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備えるゲーム機等にも拡大するとともに、国においてフィルタリング義務の徹底を図るため、必要な法整備を行うこと。

また、青少年に裸の画像等を要求する行為を禁止するなど、青少年の自画撮り被害の未然防止に必要な法整備を行うこと。

3 犯罪被害者支援の推進

【所管省庁 法務省、警察庁】

- (1) 犯罪被害者が迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、以下のとおり、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること。
 - ① 損害賠償請求権について、消滅時効期間を伸長すること。
 - ② 再提訴時の申立手数料について、損害賠償請求命令制度（申立手数料は一律 2,000 円）のように、低廉で定額の申立手数料とすること。
 - ③ 国が犯罪被害者による強制執行を代行する制度や、国が加害者に代わって被害者へ賠償金を支払い、追って加害者へ求償する制度等の創設を検討すること。
- (2) 犯罪被害給付制度における給付金の申請から裁定までに要する期間を短縮すること。

4 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（消費者及び食品安全）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- (2) インターネットを悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- (3) インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- (4) 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第 6 条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知を始め、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。
- (5) 「同和地区の所在地名（旧同和对策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、個人情報保護法における要配慮個人情報として取り扱うよう、同法のガイドライン等で明示すること。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実に確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

5 ひとり親家庭への支援（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、法務省】

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、以下の施策を講じること。

- (1) より安定した就労に向け、正規雇用につながる専門資格の取得に取り組む、子どもが多いひとり親世帯への生活費給付の拡充など、就労のための資格取得支援への重点的な財政措置
- (2) 養育費の確保を促進するため、協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立替制度の創設など、養育費の履行確保の強化に向けた制度的な対応

■法務省（出入国在留管理庁）

1 ウクライナ避難民の受入れにかかる財政支援

【所管省庁 法務省（出入国在留管理庁）】

ウクライナからの避難民の円滑な受入れのため、相談体制の整備、生活物資の提供等の支援を行っている。避難の長期化が見込まれるなか、支援に関する国の長期的方針を示し、県が行う支援について必要な財政措置を講ずること。

■文部科学省

1 私立学校における感染症対策の充実強化

【所管省庁 文部科学省】

幼稚園、小・中・高等学校等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行した後も、学校において継続的に感染症対策を図っていく上で必要となる保健衛生用品の購入や換気対策に要する経費について、公立、私立及び学校種の別による制度間の格差を是正した上で、引き続き、財政措置を行うこと。

また、若者世代の感染症対策を徹底するため、専門学校に対しても同様の財政措置を行うこと。

2 物価高騰に伴う学校給食等の保護者負担の軽減

【所管省庁 文部科学省】

現下の物価高騰の状況において、栄養バランスや量を保った学校給食等を継続的に実施していくため、保護者負担の軽減に向けた財政措置を講ずること。

3 様々な不安やストレスを抱える児童生徒の心のケア

【所管省庁 文部科学省】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談体制整備のための財政措置の更なる充実を図ること。

4 高校生等奨学給付金制度の見直し

【所管省庁 文部科学省】

高校生等奨学給付金制度については、非課税世帯に対する第1子と第2子以降の支給額の差を解消するとともに、生活保護受給世帯に対する支給額の積算基礎に含まれている修学旅行費を、非課税世帯に対しても含むよう見直しを行うなど、給付金の充実を図ること。また、事務費も含めて全額国庫負担で実施すること。

5 高等学校等就学支援金制度の是正

【所管省庁 文部科学省】

高等学校等就学支援金制度について、年収約590万円を境に、支給額に約30万円の差があり、年収から授業料負担額を差し引いた額に逆転現象等が生じるため、その是正に必要な財源を全額国庫により確保すること。

6 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充

【所管省庁 文部科学省】

高等学校等専攻科の生徒への修学支援については、全額国庫負担により措置すること。

7 義務教育等に必要な財源の完全保障

【所管省庁 文部科学省】

義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障すること。

あわせて、義務教育費国庫負担金の地域手当の算定においては、地域の実情に応じた適切な算定を行うよう制度の改善を図ること。

8 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の拡充

【所管省庁 文部科学省】

私立小中学校等における家計急変世帯に対する授業料への支援については、対象や内容を拡充するとともに、全額国庫負担で措置すること。

9 フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援

【所管省庁 文部科学省】

不登校児童生徒の状況に応じた多様な学習活動を支援するため、民間の学校外施設（いわゆるフリースクール）で学習を行う不登校児童生徒に対する経済的支援を実施すること。

10 教職員定数改善計画の早期策定

【所管省庁 文部科学省】

学級編制の標準の改善、複雑化・困難化する教育課題に対応した教職員定数の更なる充実を図り、中学校においては計画的・安定的な教職員定数改善計画を早期に策定すること。また、35人学級の実現にあたっては、加配定数を削減することなく維持すること。

11 教員不足の解消に向けた人材の確保

【所管省庁 文部科学省】

教員の魅力向上により教員志望者を増加させるため、教員の働き方改革の推進や、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正による処遇改善を図ること。また、教員不足の現状を鑑み、大学の教員養成課程の定員の拡大を図ること。

12 栄養教諭を中核とした食育指導体制の強化

【所管省庁 文部科学省】

栄養教諭を中核とした食に関する指導、学校給食における食物アレルギー対応などの更なる充実を図るため、栄養教諭の全校配置のために必要な定数改善を行うこと。

13 高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化に伴う教員の配置のための財源確保

【所管省庁 文部科学省】

高等学校教育改革における普通科改革に伴う教職員定数の加配措置を講じること。

1.4 私立学校施設の耐震化の促進

【所管省庁 文部科学省】

私立学校施設に対する耐震改修工事及び耐震改築工事について、補助制度を継続するとともに、拡充を図ること。

1.5 公立学校施設の空調設備の整備に係る必要な財源の確保

【所管省庁 文部科学省】

特別教室等の空調設備の整備に係る学校施設環境改善交付金について、補助対象工事費の上限額の見直し財源の確保、下限額の引き下げ等の要件緩和など、十分な予算を確保すること。

また、高等学校に空調設備を整備するに当たり、交付金の対象とするとともに、維持管理費についても地方財政措置など財政支援を行うこと。

1.6 私立学校におけるICT環境の整備・活用

【所管省庁 文部科学省】

新学習指導要領を踏まえ、私立学校においても1人1台端末をはじめとしたICT環境の整備や活用が進むよう、財政支援を継続するとともに拡充を図ること。また、その維持・管理や更新に必要な経費についても新たな財政支援を行うこと。

1.7 過疎高等学校特別経費の補助要件の見直し

【所管省庁 文部科学省】

私立高等学校等経常費補助金（過疎高等学校特別経費）について、過疎地域要件の変更により、補助対象外となった学校に対し、激変緩和のための救済措置を設けること。また、要件を見直す際には、実施するまでに十分な周知期間を設定すること。

1.8 特別支援学校における通学バスに係る財源保障の強化

【所管省庁 文部科学省】

通学バス運行経費に係る新たな補助金の創設又は都道府県の負担に見合った地方交付税措置など財政支援を行うこと。

1.9 特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充

【所管省庁 文部科学省】

小・中学校、高等学校の通常学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員の配置に対する地方財政措置の更なる拡充を図ること。

20 子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（少子化対策）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成30年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

21 地域学校協働活動の取組に係る支援の充実

【所管省庁 文部科学省】

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため、十分な予算措置と継続的な財政支援を行うこと。

22 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（消費者及び食品安全）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- (2) インターネットを悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- (3) インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- (4) 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知を始め、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。
- (5) 「同和地区の所在地名（旧同和对策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、個人情報保護法における要配慮個人情報として取り扱うよう、同法のガイドライン等で明示すること。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

2 3 先端成長産業育成等への支援強化（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

- (1) 自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテンツ・ソフトウェア、有機EL、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) 水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。
- (4) 水素需要が見込める製鉄分野において、「高炉水素還元」や「水素による還元鉄製造」などの技術開発等に対する継続した支援を行うこと。

2 4 国際リニアコライダー（ILC）計画に関する調査・検討の実施

【所管省庁 文部科学省】

ILC計画については、世界の研究者やその関係者が、快適に研究や生活ができる環境のほか、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、幅広い観点から総合的な調査・検討を行うこと。

■文部科学省（文化庁）

1 世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）

【所管省庁 文部科学省（文化庁）、内閣官房（デジタル田園都市国家構想）、総務省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

2 宗教法人の解散手続きの簡素化

【所管省庁 文部科学省（文化庁）】

- (1) 宗教法人の解散に伴う清算手続きにおける公告について「少なくとも三回」を削除し、1回の公告で可能とすること。
- (2) 不活動宗教法人の整理が促進されるよう、一定期間不活動状態が継続した場合には、解散したものとみなす制度を導入すること。

3 暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- (1) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- (2) 暴力団の所得に関する調査・徴収を徹底すること。
- (3) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- (4) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 県下全域における自動車ナンバー自動読取システムの配備について、筑後地区の中核都市等を中心に整備を促進すること。
 - ④ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
 - ⑤ 爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。
- (5) 宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

4 部活動の地域移行の推進

【所管省庁 文部科学省（文化庁、スポーツ庁）】

学校部活動の地域移行を段階的に進めていく上で必要となる実証事業や部活動指導員の配置支援の拡充、コーディネーターの配置や運営団体・実施主体の整備充実、指導者配置支援体制整備及び経済的困窮する世帯への参加費用負担の支援等に必要な経費について、財政措置を講じること。

■文部科学省（スポーツ庁）

1 スポーツ大会に係る開催支援の拡充

【所管省庁 文部科学省（スポーツ庁）】

スポーツ大会の大規模化に伴い、その開催経費が増大していることから、スポーツ振興くじ助成金の拡充を図ること。

2 部活動の地域移行の推進（再掲）

【所管省庁 文部科学省（文化庁、スポーツ庁）】

学校部活動の地域移行を段階的に進めていく上で必要となる実証事業や部活動指導員の配置支援の拡充、コーディネーターの配置や運営団体・実施主体の整備充実、指導者配置支援体制整備及び経済的困窮する世帯への参加費用負担の支援等に必要な経費について、財政措置を講じること。

■厚生労働省

1 国民健康保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- （1）国保の財政運営について、都道府県毎の国費の配分、財政運営の見通しを明らかにし、安定的な運営の可否について十分に検証すること。それを踏まえ、将来にわたる持続可能な制度の確立に向け、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、定率負担の引上げ等の国の財政支援の拡充を行うこと。

また、国保の主要な財源である普通調整交付金については、自治体間の所得調整という重要な機能を担っていることから、地方の意見を十分に尊重し、その機能を引き続き維持すること。

- （2）前期高齢者交付金の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、毎年度の歳入歳出の大幅な変動を抑制する仕組みの創設を行うこと。
- （3）新興感染症のまん延や高額医薬品の年度中途の認可等により全国的に予期せぬ医療費の増嵩が生じた場合、県国保特別会計の収支均衡が困難となることから、国の責任において、国費、県繰入金（地方交付金）等の財政支援を増加させる仕組みを講じること。

また、財政安定化基金については、不測の事態における財源不足に対応し、都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を確保するため、必要な財政支援を講ずること。

- （4）保険者努力支援制度については、国保の保険者としての取組が適正に評価される指標を設定し、その評価に当たっては、地方の意見を踏まえた上で、合理的な方法で行うこと。

また、災害や新興感染症の発生など特別な事情により、指標達成に向けた取組ができない市町村がある場合は、当該年度に限り前年度の数値を用いるなどの方策を講じること。

- (5) 医療保険制度間の公平性と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。
- (6) 地域別診療報酬の特例について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方の検討に当たっては、地域独自の診療報酬の妥当性や医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見を踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。
- (7) 今後の制度の見直しの検討に当たっては、引き続き地方と十分に協議を行うとともに、制度設計者である国の責任において、被保険者に対する丁寧な説明・周知を行うこと。
また、制度の見直しに当たって新たな費用負担が発生する場合には、国において必要な財源を確保し、所要の経費について財政支援を行うこと。
- (8) その上で、医療保険制度の安定的な運営のため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を見据え、具体的な道筋を提示すること。

2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

【所管省庁 厚生労働省】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、医療現場での混乱につながらないように十分配慮するとともに、国において国民の理解が得られるよう丁寧な説明を行うこと。

また、マイナ保険証により閲覧できる個人情報には、診療や薬剤情報など極めて秘匿性の高い情報が含まれているため、個人情報の漏えい対策に万全を期し、国民の不安の払拭に努めること。

3 国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の廃止

【所管省庁 厚生労働省】

子どもに対して現物給付による医療費助成を行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置廃止を、早期に実現すること。

あわせて、重度心身障がい者（児）、ひとり親家庭等を対象とする医療費助成に係る減額措置についても全面的に廃止すること。

4 後期高齢者医療制度の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

後期高齢者医療制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

なお、見直しに当たっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において、十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

5 介護保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

6 介護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

市町村が、地域の実情に応じた地域支援事業を円滑に実施できるよう、地域支援事業の財源である地域支援事業交付金について、十分な財政措置を行うこと。

7 介護人材の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 介護職員の処遇改善について、物価高騰分を含む適正な賃金水準にする必要があること、また、加算による対応は届出の事務作業が煩雑であり、次年度以降の取扱いが不明であることから、基本報酬の引き上げによる対応を検討すること。
- (2) 介護職の社会的評価の向上に向けた施策を推進すること。
- (3) 外国人を含む多様な人材の確保やキャリアパスの確立を図ること。
- (4) ロボット技術・ICTの活用等による介護サービスの効率化を推進すること。

8 福祉人材確保事業に係る財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 福祉人材センターの運営など福祉人材確保事業に対し安定的な財源を確保すること。
- (2) 福祉・介護分野における人材確保のため、全ての福祉従事者について、物価高騰分を含む確実な収入の引上げにつながるよう適切に制度設計すること。この際、地方自治体に過重な負担が発生することのないよう、国において十分な財源措置を行うこと。

9 難病対策の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、受給者、医療機関、地方自治体において事務負担が増加している実態を把握し、事務負担を軽減するため、手続きの簡素化など継続的に制度の見直しを行うこと。

1.0 予防接種の充実

【所管省庁 厚生労働省】

予防接種基本計画に示された「ワクチン・ギャップ」の解消に向けて、現在、定期接種化の検討が行われているワクチン（おたふくかぜ及び帯状疱疹）について、接種の安全性を十分に確認した上で早急に定期接種化を図ること。

また、定期接種化された予防接種に係る費用については、国民すべてに等しく接種が推進されるよう、国において全額財政措置を行うこと。

1.1 HPVワクチンの安定的な供給の確保

【所管省庁 厚生労働省】

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種について、令和4年4月から個別勧奨及びキャッチアップ接種が実施されており、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（HPV ワクチン）の接種希望が特定のワクチン（9価ワクチン）に集中することにより、当該ワクチンの需要が供給を上回る可能性を否定できないため、予防接種の円滑な実施に向けて安定的な供給を確保すること。

1.2 骨髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、休業補償制度の創設及び十分な財源の確保

【所管省庁 厚生労働省】

官公庁や大手企業等で既に導入されている「骨髄ドナー特別休暇制度」の普及拡大を図るとともに、国において休業補償制度を創設すること。

また、ドナーが提供に至らない理由や求める支援を国において把握・分析した上で更なる提供率の向上につながる総合的な施策を推進するとともに、地方自治体の施策実施のために必要な予算措置を行うこと。

1.3 地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金（医療分）については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、在宅医療の充実及び医療従事者の確保・勤務環境の改善に関する事業が安定的に継続できるよう十分な財源を確保するとともに、医療療養病床の介護医療院等への転換に係る開設準備経費への支援について、基金事業の対象に含めること。

1 4 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業者等サービス提供体制確保事業の財源の確保

【所管省庁 厚生労働省】

令和3年度以降「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」については、地域医療介護総合確保基金の枠組みで実施されているが、全額国費による制度とすること。

1 5 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の十分な財源の確保

【所管省庁 厚生労働省】

地域の救急医療や周産期医療を良質かつ適切に提供していくために、医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）により実施される事業が安定的に継続できるよう十分な財源を確保すること。

1 6 有床診療所等のスプリンクラー等施設整備事業への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

入院患者の安全の確保と地域医療の確保を図るため、防火施設整備等に係る費用に対して安定的・継続的に十分な財政措置を講じること。

1 7 災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

医療施設の耐震化は喫緊の課題となっており、これを一層推進する必要があることから、医療施設耐震化臨時特例基金のように、都道府県に基金を設置して複数年度に渡る支援が継続して実施できるような助成制度を新たに創設すること。

1 8 医療機関の電源確保対策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

災害発生時における医療提供体制を確保するため、電源確保に係る補助制度の対象医療機関、対象経費及び補助基準額を拡大すること。

1 9 地方の意見を踏まえた地域医療構想の推進

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療構想を推進していくに当たっては、国は、地方の意見を十分に踏まえ、協議を進めること。

2 0 障がい福祉制度の改革

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 障害者総合支援法の施行に必要な財源を確保し、持続可能な制度とすること。
- (2) 地域生活支援事業が円滑に実施できるよう事業実績や地域の実情に見合った確実な財政措置を講じること。
- (3) 報酬改定等の制度改正については、改正後の運用が円滑に実施できるよう通知の早期発出や改正内容を事業者へわかりやすく周知するなど、地方公共団体の負担軽減を図ること。併せて、システム改修や制度周知等に係る必要な財政措置を行うこと。

2 1 障がいのある人の就労支援体制の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 障害者就業・生活支援センターの支援員の技能取得・向上により効果的なサービスが提供できる制度に改善すること。また、生活支援等事業について、国庫補助基準額を引き上げること。
- (2) 本県では、全国に先駆けて令和2年9月、企業に雇用される障がいのある社員向けの共同利用型テレワークオフィス「こといろ」を設置した。こうしたテレワークを活用する障がい者雇用の取組が全国に広がるよう、財政支援措置を講じること。

2 2 重度障がい者に対する経済的支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

国において重度障がい者医療費助成制度を創設すること。

2 3 医療的ケア児支援の制度の充実、財政措置（再掲）

【所管省庁 内閣府（子ども家庭庁）、厚生労働省】

- (1) 県、市町村が医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 医療的ケア児に対するサービスの提供が十分行われるよう、医療型短期入所サービス等への報酬額の増額を図ること。
- (3) 小・中学校等に在籍する医療的ケア児に対する支援として、保護者付添代行看護師の派遣及び通学時の送迎サービスの利用について必要な財政措置を講じること。

2 4 特別障害者手当・障害児福祉手当の障害程度認定基準

【所管省庁 厚生労働省】

特別障害者手当等の障害程度認定基準については、障がい別に明確な認定基準を示すとともに、認定基準の解釈、運用のためのガイドラインを示すこと。

2 5 障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備

【所管省庁 厚生労働省】

障がい者支援施設については、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設され、老朽化した建物が数多くあり、老朽化による建て替えの時期を迎えている。

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど、建物による被災防止の観点から万全を期しがたいものについては、耐震化工事同様、先延ばしにできないものであるため、施設整備のために必要な財源を国において措置すること。

また、施設の費用負担軽減のため、建て替えに係る基準単価の見直しを行うこと。

2 6 隣保館等の老朽化に伴う財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

隣保館は、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターであり、また、災害時における避難所としても活用されていることから、安全性の確保が極めて重要な施設であるが、その大半は今後 10 年以内に耐用年数を迎える。市町村が策定した公共施設等総合管理計画（個別施設計画）においても、今後、大規模改修や建て替え需要が集中する。

隣保館に対する地方改善施設整備費補助金について、確実に建て替えや改修を実施できるよう、必要な財源を確保すること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。また、納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

2 7 地域生活支援拠点等の整備・運営への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

市町村が整備・運営を行う地域生活支援拠点等について、継続的・安定的に運営ができ、かつ、地域の実情に応じた機能拡充が可能となるよう、明確な整備基準及び運営指針を示した上で、必要な財政措置を講じること。

2 8 地域生活定着促進事業に対する安定的な財政支援

【所管省庁 厚生労働省】

国の責任と財源で実施されてきた地域生活定着促進事業については、安定的・継続的な実施が確保されるよう、全額国庫による財政措置を行うこと。

29 障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化

【所管省庁 厚生労働省】

障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化を実現するとともに、その実施にあたって必要となるシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

30 子育て支援策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

- (1) 子ども及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (2) 男性の育児参画のさらなる促進や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて、育児休業期間中の所得を補償する育児休業給付金や企業の取組を促進するための両立支援等助成金の拡充など、施策の一層の充実を図ること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、補助率の引き上げや、結婚新生活支援事業における対象者の年齢・所得などの要件の緩和を行うとともに、より地方の創意工夫が活かせるよう、柔軟な運用を図ること。

31 きめ細かな雇用対策の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

地域における良質で安定的な雇用の場の創出のため、「地域雇用活性化推進事業」に係る地域要件及び事業採択要件の見直しを行うこと。

また、ものづくり産業において技能労働者の不足が問題となっており、引き続き、技能労働者の確保・育成をより一層進めていく必要があることから、若年者が技能検定を受検しやすい環境として整備されている若年者の技能検定受検料減免措置について、対象者を限定することなく継続すること。

32 自立相談支援機関の機能強化に対する財政支援

【所管省庁 厚生労働省】

緊急小口資金等の特例貸付の償還免除や償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行えるよう、自立相談支援機関の就労・家計改善支援機能の強化に対する財政支援を継続すること。

3 3 困難な問題を抱える女性への支援

【所管省庁 厚生労働省】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に向け、困難な問題を抱える女性への最適な支援を行えるよう、体制の整備・強化や施策の拡充等に必要な財政支援を行うこと。

また、女性相談支援センター等支援機関が、法施行時点で最適な体制やスキームを準備できるよう、早期に、支援を行う際の指針となるガイドライン等を示すこと。

なお、財政支援及びガイドラインの内容や手続き等については、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるよう配慮すること。

3 4 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁 内閣府（消費者及び食品安全）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- (2) インターネットを悪用した誹謗中傷や差別表現の流布等、様々な人権に関わる差別その他の人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。
- (3) インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じること。
- (4) 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知を始め、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。
- (5) 「同和地区の所在地名（旧同和对策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、個人情報保護法における要配慮個人情報として取り扱うよう、同法のガイドライン等で明示すること。
- (6) 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

- (7) 児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

3 5 水道施設整備費国庫補助等予算の確保と制度の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 老朽施設更新、耐震化、広域化及び浸水対策等の事業に対する財政支援措置の充実・強化を図るとともに、水道の広域連携推進のため、「水道事業運営基盤強化推進等事業」の採択要件の緩和を図ること。
- (2) 「福岡導水施設地震対策事業」を促進すること。

■農林水産省

1 適切な価格転嫁に向けた対策の推進

【所管省庁 農林水産省】

生産資材や輸入品価格等が高騰し生産コストが上昇していることから、適切に販売価格への転嫁ができるよう、適正取引の推進や消費者の理解醸成など必要な対策を講じること。

2 災害復旧・復興に向けた支援の継続と充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨による被災地域の復興に向けた、農地・農業用施設等の復旧に必要な予算の確保を図ること。
- (2) 自然災害が頻発している状況を踏まえ、生産者の生産意欲が低下することがないよう、農業用機械やハウス施設などの修理や購入、次期作に必要な種苗の購入や改植など、必要な支援を迅速かつ柔軟に対応するとともに、県が支援を実施する場合には、特別交付税措置について特段の配慮を行うこと。

3 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農地中間管理事業による農地の貸借契約に係る更新作業の増加に加え、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い急増する貸借契約に係る事務に対応するため、電子署名の導入といった事務手続きの更なる簡素化、効率化を図ること。

- (2) 「地域計画」の実現を後押しするため、機構集積協力金交付事業については、更なる農地集積・集約化に向けた新たな協力金の創設、制度の安定的な運用を図るとともに、十分な予算措置を講じること。

4 水田農業振興対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 主食用米について需要に応じた生産・販売の促進や消費拡大に取り組むとともに、水田フル活用の推進に必要な経営所得安定対策等の交付金に係る予算を恒久的に確保すること。また、水田活用の直接支払交付金について、5年間に一度も水張りを行わない農地は交付対象外とする方針としているが、現場の実態を十分に踏まえた運用とすること。
- (2) 畑地化は、将来の農業経営や地域農業に大きな影響を及ぼすことから、地権者や土地改良区等と十分な協議時間が確保できるよう、今後も畑地化促進事業に係る予算を確保すること。
- (3) 麦、大豆について、国産シェアの拡大に向けて取り組む産地を後押しするとともに、国産の麦や大豆の利用拡大を促進すること。
- (4) 米・麦等の優良種子の安定的な供給ができるよう、地方交付税措置を恒久化すること。

5 畜産の競争力強化に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 「肉用牛肥育経営安定交付金制度」について、地域の実情に応じた仕組みに見直すとともに、畜産経営安定対策について充実強化を行うこと。
- (2) 畜産経営の収益力向上のため、畜産クラスター事業の継続及び充実強化を行うこと。

6 キウイフルーツかいよう病対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 病害診断に必要な資材の整備や苗木等検査の実施など、本病の感染防止のために必要な予算を十分に確保すること。
- (2) Psa3 系統の感染経路の解明、早期かつ効果的な病害診断技術や耐病性品種の開発を早急に行うこと。また、病害侵入の可能性がある花粉、穂木、苗については輸入検疫を徹底すること。
- (3) 防除効果の高い薬剤の開発や防除技術の確立を早急に行うこと。
- (4) キウイフルーツかいよう病により、果樹経営支援対策事業を利用して改植を行う場合は、過去の事業実施の有無にかかわらず、支援対象とすること。

7 果樹・茶の改植に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

果樹・茶の改植に対する支援を、産地の実態を反映した支援水準とすること。

8 花きの需要喚起、消費拡大対策の強化

【所管省庁 農林水産省】

花き消費促進対策に係る公募要件の緩和及び必要な予算の確保を図ること。

9 6次産業化の取組拡大に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

6次産業化の取組を拡大するため、農林漁業者等が実施する施設・機械の整備に係る補助率をすべての地域でかさ上げするとともに、十分な予算額を確保すること。

10 GAPの推進に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

GAP認証取得の拡大を図るため、「持続的生産強化対策事業」の予算を十分確保すること。また、国民に対するGAPの認知度向上のための取組を進めること。

1.1 海外品種登録の推進

【所管省庁 農林水産省】

県育成品種の海外での無断栽培を防ぐため、海外での品種登録の迅速化・円滑化に向け、関係国との協議を進めること。

1.2 新規就農者の定着に向けた支援の継続

【所管省庁 農林水産省】

次世代の農業を担う人材を育成・確保するため、新規就農者育成総合対策については、引き続き十分な予算を確保すること。

1.3 女性の経営参画に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

女性農業者の能力開発や、女性農業者が主体となって、女性の発想や視点を活かした経営参画が図られるよう、地方で活用できる施策を創設すること。

1 4 家畜伝染病の発生予防、人と動物の共通感染症対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の充実強化を行うこと。特に、豚熱の撲滅対策を徹底するとともに、アフリカ豚熱を国内に持ち込まない水際対策を徹底すること。
- (2) 鳥インフルエンザの防疫対策強化については、国においても、派遣応援体制の充実や防疫資材の備蓄体制の強化を図り、県への速やかな支援が行える体制を構築すること。さらに、全羽殺処分は生産者や県の負担が大きいと、鶏舎単位などでの部分的殺処分による防疫措置を検討すること。
- (3) 「ワンヘルス」の理念のもと、人と動物の健康を守るため、関係機関が連携して、畜産農場における共通感染症及び薬剤耐性菌の対策等を推進していくこと。
- (4) 近隣諸国と連携を密にするために、鳥インフルエンザ等の共通感染症対策に取り組む「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」を九州に設置すること。

1 5 鳥獣被害対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

野生鳥獣による農林水産物被害をさらに軽減するため、鳥獣被害防止総合対策交付金については、引き続き十分な財源の確保を行うとともに、捕獲補助金の単価の増額や、尾の確認を行わずとも捕獲補助金を交付するなど、地域の実情を考慮した仕組みとすること。

1 6 収入保険制度の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農業保険については、農業者が無保険の状態になることのないよう、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように、引き続き、きめ細かな制度周知に努め、農業共済団体が行う加入者確保に向けた取組等に必要な予算を確保すること。

また、「野菜価格安定制度」との同時利用を恒久的に可能とする、自然災害など農業者の経営努力では避けられない収入減少を基準収入から外す、営農継続を支援するために早期実行が必要なつなぎ融資の手続を簡略化する、原材料価格高騰の影響による費用の増加分を補てんするなど、制度改正及び柔軟な制度運用を行うこと。

1 7 特別栽培農産物の流通促進対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

特別栽培農産物の流通を促進するため、有機農産物と同等に消費者に対するPRイベントや商談会の開催などの流通促進に係る支援を講じること。

1 8 日本型直接支払制度の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 日本型直接支払制度の多面的機能支払及び日本型直接支払推進交付金は、必要額が確保されておらず、取組に支障をきたしていることから、必要な予算を確実に確保すること。併せて、地方負担の軽減を図ること。
- (2) 中山間地域等直接支払は、令和2年度から第5期対策が実施されているが、高齢化や人口減少による人材不足で取組継続を断念する集落の増加が懸念されるため、外部人材の確保への支援充実など、取組継続に向けた必要な対策を講じること。
- (3) 環境保全型農業直接支払は、令和2年度から第2期対策が実施されているが、農業者の高齢化による取組の縮小や断念が懸念されるため、取組継続に向けた手続きの簡素化と要件の緩和を図ること。

1 9 農業協同組合の経営基盤の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農業協同組合制度については、自己改革の進展に向けて、営農指導や農産物の有利販売等の強化に資するよう経営基盤の充実等のための対策を講じること。

2 0 農地転用許可制度の見直し

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農地法第5条で、農地転用許可を受けた第2種、第3種農地について、許可条件違反の状態が継続または継続する恐れのある場合、これを是正することが可能となるよう制度の見直しを行うこと。
- (2) 農業公共投資を行った後、一定年数を経過した中山間地域の農地について、有害鳥獣の温床になるなど周辺の営農に支障を及ぼす可能性がある場合は林地等への転用を認めることができるよう制度の見直しを行うこと。

2 1 農山漁村振興交付金「最適土地利用総合対策」の要件緩和

【所管省庁 農林水産省】

令和5年度に創設された農山漁村振興交付金「最適土地利用総合対策」について、認定農業者などの個人による小規模な取組を支援の対象とするよう要件の緩和を図ること。

2 2 国営施設機能保全事業の推進

【所管省庁 農林水産省】

「国営施設機能保全事業」、「水資源機構筑後川下流用水総合対策事業」を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

2 3 農用地土壌汚染対策に向けた支援の継続

【所管省庁 農林水産省】

公害防除特別土地改良事業を計画的に実施するため、事業を継続すること。

2 4 農業水利施設の適正管理に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農業構造や営農形態の変化等への対応に加え、気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水調節機能の強化に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する必要な予算を確保すること。
- (2) 土地改良施設維持管理適正化事業については、当初計画の事業費が上回った場合においても、補助の対象とすること。

2 5 ため池等防災対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 国が定めるため池などの農業用施設に係る設計について、近年の豪雨災害に対応した設計基準となるよう検証や見直しを行うこと。
- (2) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、所有者及び管理者、地方公共団体が、その責務や役割を適切に果たせるよう、適切な財政措置を行うこと。
- (3) 防災重点農業用ため池の整備や劣化状況評価、ハザードマップ作成などの防災対策を推進するため、安定的・継続的な予算確保と地方財政措置の充実を図ること。
- (4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業については、計画的に事業実施ができるよう、整備交付金の十分な予算措置と配分を行うこと。

2 6 流域治水対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

流域治水の一環である「田んぼダム」の取組面積の拡大に向け、多面的機能支払交付金の拡充など支援の充実を図ること。

2 7 森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業・木材産業を持続的に発展させるため、川上の木材生産から川下の木材需要の拡大までの取組に対する総合的な支援をより充実させるとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 森林経営管理制度の運用や森林環境譲与税を活用した取組により、市町村が重要な役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援強化など、必要な対策を講じること。

2 8 林業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

カーボンニュートラルを見据えた林業のグリーン成長と森林資源の適切な管理を推進するため、新規就業者の確保・育成や、林業従事者の労働条件の改善に向けた取組など、担い手対策における十分な予算の確保及び事業の拡充など、支援の充実強化を図ること。

2 9 森林・山村多面的機能発揮対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

森林所有者や地域住民等の協働により、森林の有する多面的機能を発揮するため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金について、十分な予算を確保するとともに、全額国庫負担とすること。

3 0 竹材の新たな用途開発の推進

【所管省庁 農林水産省、経済産業省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、エネルギー利用など安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

3 1 松くい虫被害対策の推進

【所管省庁 農林水産省】

松くい虫被害を軽減させるためには、徹底した防除対策を行う必要があることから、対策に必要な予算を十分確保するとともに、国有林については、国の責任において万全の防除対策を講じ、民有林との一層の連携強化を図ること。

3 2 土地取引の規制を含む法令の整備

【所管省庁 農林水産省、国土交通省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本によるものを含む土地取引の規制（許認可等）に係る法令の整備を行うこと。

3 3 埋設 2, 4, 5—T系除草剤の処理の推進

【所管省庁 農林水産省】

国有林に埋設された埋設 2, 4, 5—T系除草剤の掘削処理について、十分な安全対策を講じた上で取り組むこと。

3 4 有明海再生対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生対策については、農林水産大臣談話に基づく事業の継続や、有明海の特別措置法に基づき各県が作成した有明海再生計画に沿って実施する総合的な施策、さらに、沿岸 4 県が協調して実施した調査結果に基づき講じる対策に必要な財源措置を充実すること。

3 5 有明海の環境変化の原因究明調査の実施

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生のためには、有明海の環境変化の原因究明が極めて重要であり、この原因究明の調査については、国の責任において実施すること。

3 6 漁業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

漁業における新規就業者の確保・育成対策として、経営が不安定な漁業就業前後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。また、国が行う新規就業者の研修支援について、十分な予算を確保するとともに、新規漁業学校以外での就業前研修への支援や新規就業を希望する漁家子弟の対象を拡充すること。

3 7 新たな資源管理制度への移行に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

漁業法改正に伴う新たな資源管理制度への移行にあたっては、国の要請により都道府県が実施する資源調査について、国が必要な予算を確保するとともに、資源管理措置を行う漁業者に対する経営安定対策を講じること。

38 ノリ輸入制度の堅持

【所管省庁 農林水産省】

ノリが無制限に輸入されないよう、輸入制度を堅持すること。

39 漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進

【所管省庁 国土交通省、農林水産省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

■経済産業省

1 地域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 中小企業・小規模事業者の成長・発展を図るため、創業、技術開発、経営改善、金融、販路開拓、経営革新、海外展開、生産性向上など、総合的な対策を引き続き推進すること。
- (2) 中小企業の生産性向上を総合的に支援する地域独自の取組に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) 中小企業の幅広い相談ニーズに対応できる体制確保のため、十分な予算を確保すること。

2 中小企業の資金繰り支援

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 中小企業等に対する各種金融措置を継続して押し進めること。
- (2) 県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済等の県に生じる負担に対する支援を行うこと。

3 中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備（再掲）

【所管省庁 経済産業省、総務省】

中小企業・小規模事業者の経営安定を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置について、恒久的な制度とすること。

4 中小企業における設備投資促進、製品開発支援の環境整備

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 中小企業の将来の成長や収益向上には、設備投資や IT 導入、販路開拓など、中小企業が成長するために必要となる投資の促進や、環境変化への対応が必須である。そのため、ものづくり補助金、持続化補助金、IT 導入補助金における、新たな特別枠の設定、補助率の引上げを行うこと。
- (2) 中小企業での新技術・新製品の開発には、関連する先端設備の導入が必要であるが、中小企業単独では資金面・人材面で導入が困難である。そのため、中小企業へ技術支援や人材育成を直接的に行っている公設試等に対する先端機器導入補助事業を再開すること。

5 先端成長産業育成等への支援強化（再掲）

【所管省庁 内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

- (1) 自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテンツ・ソフトウェア、有機EL、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) 水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。
- (4) 水素需要が見込める製鉄分野において、「高炉水素還元」や「水素による還元鉄製造」などの技術開発等に対する継続した支援を行うこと。

6 観光振興に向けた取組の推進

【所管省庁 国土交通省（観光庁）、経済産業省】

- (1) 地域が行う訪日外国人等の受入環境整備に対し、補助率の引上げ等支援を充実すること。
- (2) 自転車活用推進計画に定める「先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート」において、地域が行う走行環境や受入環境整備へ積極的に支援すること。
- (3) 伝統的工芸品の産地が行う需要開拓、人材育成・確保などに係る支援をさらに拡充させるとともに、伝統工芸を観光資源とする地域の誘客に対する支援を積極的に行うこと。

7 竹材の新たな用途開発の推進（再掲）

【所管省庁 農林水産省、経済産業省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、エネルギー利用など安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

8 地域経済を牽引する企業の更なる成長の促進

【所管省庁 経済産業省】

地域未来投資促進法の法定検討を踏まえた制度改正について、地域のニーズを踏まえたものとする。

具体的には、各自治体が企業誘致の受け皿となる産業団地を整備するにあたり、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を活用したレディメイド型の産業団地も造成可能とするなど、制度の合理化を図ること。

■経済産業省（資源エネルギー庁）

1 安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省】

- (1) 安価で安定的なエネルギーの需給の実現に向けて、取組を強化すること。
- (2) 再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの更なる普及促進を図るため、設備導入への支援、規制緩和、研究開発を継続すること。

2 電力システム改革の着実な実行

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）】

電力システム改革については、電力の安定供給を前提とし、電力ユーザーや電源立地地域など地域の利益に配慮しながら、着実に実行すること。

3 省エネルギー対策への支援制度の充実

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

脱炭素社会の実現のため、省エネ住宅や建築物の新築、既存住宅や建築物における省エネ改修、省エネ家電や省エネ機器等への買換え、エネルギーマネジメントシステムの導入などへの支援制度の拡充を図ること。

4 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策 (再掲)

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

- (1) 原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。
- (2) 原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、新しい原子力規制検査制度の実効性を高めること。

■国土交通省

1 八木山バイパスの早期4車線化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 八木山バイパスの4車線化を早期に整備すること。
- (2) 穂波西ICをフルインター化すること。

2 高規格道路等の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 福岡高速3号線延伸事業の早期完成に必要な予算を措置すること。
- (2) 北九州高速5号線（戸畑枝光線）延伸事業の早期完成に必要な予算を措置すること。
- (3) 有明海沿岸道路の早期4車線化及び大牟田（三池港IC）～熊本市の整備を推進すること。
- (4) 西九州自動車道全線の自動車専用道路としての整備を推進すること。
- (5) 北九州福岡道路、福岡東環状道路及び福岡鳥栖道路の早期実現を図ること。

3 必要な幹線道路の重要物流道路への指定

【所管省庁 国土交通省】

平常時・災害時を問わず円滑で安定的な物流の確保に必要な幹線道路を重要物流道路に指定すること。

4 大規模災害に備える道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの確実な整備に必要な予算を確保すること。

5 九州大学学術研究都市構想に基づく関連道路整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

学術研究都市の形成に係る道路整備に必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

- (1) 中央ルートなどのアクセス道路の早期完成
- (2) 今宿道路（福岡市～糸島市）の整備推進
- (3) 西九州自動車道の追加インターチェンジの早期実現

6 道路防災事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

豪雨や地震などによる道路法面崩壊や落石等を未然に防止するため、道路防災対策を着実に早急に推進し、必要な予算を確保すること。

7 道路施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 今後、急速に高齢化が進む道路施設（橋梁、トンネル等）の老朽化対策を推進し、必要な予算を配分すること。
- (2) 市町村の道路施設の点検、修繕に係る交付金の国費率を嵩上げするとともに、維持管理・更新に関する技術開発や技術者の育成を行い、市町村を支援すること。

8 道路施設の震災対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等、特に重要な路線上の橋梁については、被災後速やかに機能を回復できるよう震災対策事業を推進し、必要な予算を確保すること。

9 交通安全事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

交通事故のない安全な交通空間の確保と安心して移動できる環境確保のため、道路の無電柱化、自転車利用環境の整備、歩道設置、交差点改良及び歩道のバリアフリー化などの交通安全事業を推進し、必要な予算を確保すること。

1 0 自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進

【所管省庁 国土交通省】

地方における自動運転移動サービスの実現及び普及への取組に必要な予算を確保すること。

1 1 自転車活用の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 「自転車活用推進計画」に基づく措置に対する必要な予算を確保すること。
- (2) 併せて、地方版自転車活用推進計画に基づく措置に対する補助制度の充実・強化を図ること。

1 2 災害に強い河川整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、事前防災対策を強力に推進するために必要な予算を確保すること。

1 3 津波・高潮対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 台風により過去幾度となく甚大な高潮被害が発生していることから、今後の災害の予防・軽減に資するため、海岸整備事業、河川整備事業を推進し、必要な予算を確保すること。
- (2) 地震による津波や高潮の被害リスクに対し、避難体制を整備するためのソフト対策を推進すること。

1 4 河川施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 水門、揚排水機場、ダム等の多くの施設の老朽化が著しいことから、これらの老朽化対策を推進し、必要な予算を確保すること。
- (2) 河川施設等の定期点検や小規模な修繕に要する費用を交付金の交付対象とすること。

1 5 漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）

【所管省庁 国土交通省、農林水産省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

1 6 筑後川水系ダム群連携事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

筑後川水系ダム群連携事業の推進のために必要な予算を確保すること。

1 7 土地取引の規制を含む法令の整備（再掲）

【所管省庁 農林水産省、国土交通省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本によるものを含む土地取引の規制（許認可等）に係る法令の整備を行うこと。

1 8 下水道事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全等を図るため、下水道整備の推進に必要な予算を確保すること。

- (1) 公共下水道、流域下水道の早期概成に向けた整備推進
- (2) 浸水対策の推進
- (3) 下水道施設の老朽化対策の推進

1 9 土砂災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 土砂災害危険箇所解消のため、交付金事業に係る保全人家戸数の採択基準の緩和等を行うとともに、対策工事の促進に必要な予算を確保すること。
- (2) 災害関連事業に係る補助制度の一層の充実に向け、激甚災害の柔軟な適用により、再度災害防止を図ること。

2 0 砂防関係施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 今後、急速に高齢化が進む砂防関係施設の老朽化対策を推進し、必要な予算を確保すること。
- (2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた技術支援を行うこと。

2 1 重要港湾苅田港・三池港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 自動車産業やセメント産業など地域の基幹産業の競争力を支える重要港湾苅田港について、機能強化を推進すること。
- (2) 県南地域の地域経済を支える物流拠点として、重要な役割を担っている重要港湾三池港について、機能強化を推進すること。

2 2 港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 港湾施設の老朽化対策を推進するため、施設の定期点検・小規模な修繕に要する費用を補助及び交付金の対象とすること。
- (2) 港湾施設における防災・減災を推進し、必要な予算を確保すること。

2 3 世界遺産である三池港の管理保全支援

【所管省庁 国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産かつ稼働資産である三池港について、引き続き管理保全に関する技術的支援・財政的支援を行うこと。

2 4 日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

発展著しいアジアに近いという地理的優位性を活かし、国際競争力を高めるため、日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化を推進すること。

2 5 世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援

【所管省庁 国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産かつ稼働資産である官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室について、管理保全のため非稼働資産と同等の財政的支援を行うこと。

2 6 「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」と「まちの賑わい創出」につながる施策の推進

【所管省庁 国土交通省】

「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」と「まちの賑わい創出」につながる施策に取り組む自治体に対し、重点的な支援をすること。

2 7 街路事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における自動車等の円滑な交通の確保と安全で安心して生活ができる市街地の形成を図るため、次の事業の推進に必要な予算を確保すること。

- (1) 西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）連続立体交差事業
- (2) 都市の骨格を形成する幹線街路の整備

2 8 都市公園事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における快適な生活環境の整備や災害時の避難場所の確保、多様なイベントや健康増進活動の場の提供、さらに観光資源の一つとして、次の都市公園整備の推進に必要な予算を確保すること。

- (1) 県営筑後広域公園
- (2) 県営大濠公園・県営西公園
- (3) 国営海の中道海浜公園

2 9 パークアンドライドの促進（再掲）

【関係省庁 総務省、国土交通省】

パークアンドライド用駐車場への固定資産税減免に対する支援措置を講じること。

3 0 盛土規制法の施行に伴う基礎調査に必要な支援

【所管省庁 国土交通省】

盛土規制法の施行に伴う基礎調査に必要な支援を行うこと。

3 1 住宅・建築物の耐震化の推進

【所管省庁 国土交通省】

地震に強い安全・安心な県づくりを実現するため、住宅や不特定多数の者・避難弱者が利用する特定建築物、さらには防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進が必要である。そのため、重点的な予算配分を行うとともに、建築物耐震対策緊急促進事業を継続すること。

3 2 住宅セーフティネット機能の確保・強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 住宅確保要配慮者の居住の安定と安全を図るため、老朽化した公営住宅等の建替・改善の推進に必要な予算を確保するとともに、建設に係る国費率の嵩上げのほか、維持修繕に係る費用を交付対象とする等の制度の拡充を図ること。
- (2) 老朽化の著しい公営住宅等の建替推進のため、モデル的な事業を実施すること。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅整備事業の時限措置を撤廃すること。

3 3 住環境整備・住宅市街地整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 不良住宅等の密集した地区の住環境整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに制度の拡充を図ること。
- (2) 狭あい道路の整備を推進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路整備等促進事業の時限措置を撤廃すること。

3 4 住宅ストックの有効活用

【所管省庁 国土交通省】

人口減少・少子高齢社会において、高齢者世帯や子育て世帯が各々のニーズに応じた住生活を送れるよう、住み替えやリフォームを促進するなど、さらなる住宅ストックの有効活用が進むような対策を講じること。

3 5 公営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援

【所管省庁 国土交通省】

公営住宅の災害時における宅地の早期復旧による安全確保のため、制度の拡充を図るとともに必要な財源を確保すること。

3 6 省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

脱炭素社会の実現のため、省エネ住宅や建築物の新築、既存住宅や建築物における省エネ改修、省エネ家電や省エネ機器等への買換え、エネルギーマネジメントシステムの導入などへの支援制度の拡充を図ること。

3 7 国の技術職員による被災市町村への支援（再掲）

【所管省庁 総務省、国土交通省】

近年、自然災害が頻発・激甚化する一方で、小規模市町村においては、土木職など技術職員の不足が深刻化していることから、被災市町村の求めに応じ、県や市町村の技術職員を派遣する仕組みと同様に、専門知識を有する国の技術職員を被災市町村に中長期派遣できる仕組みを構築すること。

3 8 公共交通施設のバリアフリーの推進

【所管省庁 国土交通省】

高齢者、障がいのある人等の移動の円滑化を図るため、交通事業者が行う公共交通施設のバリアフリー化整備・維持管理に必要な予算を確保するとともに、補助制度の充実・強化を図ること。

3 9 障がい者福祉施策の充実

【所管省庁 国土交通省】

公共交通機関等の割引について、精神障がい者を身体・知的と同等の割引とするよう、交通事業者に働きかけること。

さらに、重度障がい者に対する J R 等鉄道会社の特別急行料金については、介助者を含め 2 人分の負担を要することとなるため、本人及びその介助者に対して、普通旅客運賃に加え割引の対象とするよう働きかけること。

併せて国による事業者への財政的支援を含め、有効な対策を講じること。

4 0 地籍調査事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

土地の基礎的な情報を整備する地籍調査を早期に完了させるため、調査に必要な予算を確保すること。

4 1 鉄道の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

整備新幹線の整備を推進すること。

(1) 九州新幹線西九州ルート of 整備推進

(2) 東九州新幹線の整備計画路線への格上げ及び所要の整備財源の確保

4 2 鉄道駅の耐震化推進（再掲）

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地震に強いまちづくりを実現するため、鉄道駅の耐震化の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) さらに、鉄道駅の耐震化にかかる地方負担分について、地方交付税措置の対象とするとともに、地方債の起債対象とすること。

4 3 鉄道の安全輸送に関する予算の確保（再掲）

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地方の鉄道の安全輸送の確保のために、現行補助制度を維持するとともに必要な予算を確保すること。
- (2) 中小民間鉄道の安全輸送施設整備にかかる地方負担分についても、第三セクター鉄道と同様、地方債の起債対象とすること。

■国土交通省（観光庁）

1 観光振興に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国土交通省（観光庁）、経済産業省】

- (1) 地域が行う訪日外国人等の受入環境整備に対し、補助率の引上げ等支援を充実すること。
- (2) 自転車活用推進計画に定める「先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート」において、地域が行う走行環境や受入環境整備へ積極的に支援すること。
- (3) 伝統的工芸品の産地が行う需要開拓、人材育成・確保などに係る支援をさらに拡充させるとともに、伝統工芸を観光資源とする地域の誘客に対する支援を積極的に行うこと。

■環境省

1 災害時におけるペット救護対策

【所管省庁 環境省】

頻発する豪雨災害等の発生を踏まえ、自治体等が実施する災害時におけるペット救護対策への財政支援を行うこと。

2 地域における地球温暖化対策の推進

【所管省庁 環境省】

地域における気候変動適応策を含めた地球温暖化対策の推進のために必要な予算を確保すること。

3 省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

脱炭素社会の実現のため、省エネ住宅や建築物の新築、既存住宅や建築物における省エネ改修、省エネ家電や省エネ機器等への買換え、エネルギーマネジメントシステムの導入などへの支援制度の拡充を図ること。

4 高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進

【所管省庁 環境省】

関係各国に対し、東アジアにおける広域的な大気保全対策の推進を強力に働きかけること。

5 地方公共団体における石綿（アスベスト）飛散防止対策への支援強化

【所管省庁 環境省】

大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月から都道府県等への石綿事前調査結果の報告が開始されたが、その報告件数は国の当初想定を大きく上回っている。

本県においては、これら事前調査結果を確認し、必要な事案等への立入検査（分析検査を含む）を行っているが、国においては、これら地方公共団体における体制整備に対する財政的支援、人的支援、技術的支援を強化すること。

また、吹付け材以外の石綿含有建材も含めた石綿の事前調査及び除去事業に関して、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。

6 廃棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る財政支援制度の充実

【所管省庁 環境省】

- (1) 市町村による廃棄物処理施設の計画的な整備推進のため、循環型社会形成推進交付金の必要額の確保等の財政支援を行うこと。
- (2) 循環型社会形成推進交付金の交付対象とならない旧焼却施設や焼却関連施設、し尿処理施設等の解体費用について、補助対象に加えること又は新たな補助制度を設けること。

7 安定型最終処分場の規制強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 安定型最終処分場に埋立可能な廃棄物の種類を見直すこと。
- (2) 安定型最終処分場の構造基準を強化すること。
- (3) 稼働中や閉鎖後の安定型最終処分場に必要な改善措置が講じられるよう、財政支援を行うこと。

8 産業廃棄物処分業における経理的基礎に係る基準の厳格化及び積立金制度の創設

【所管省庁 環境省】

経理的基礎の判断基準をより厳格かつ具体的に定める、積立金制度を創設する等により、産業廃棄物処理業者による不適正処理事案の改善措置を事業者自身が確実に実施することができるよう担保すること。

9 PCB廃棄物の早期処理に向けた取組の強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 低濃度PCB廃棄物の確実な期限内処理に向け、分析費用や処理費用等にかかる助成制度を創設すること。
- (2) 使用中の低濃度PCB使用製品に係る使用廃止期限の設定等、処理促進に資する措置を講じること。

10 海岸漂着物等対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂着・漂流・海底ごみ）に係る対策について、十分な予算を確保するとともに、引き続き適切な財政支援を行うこと。
- (2) 海洋ごみやマイクロプラスチックに係る実態調査を継続的に実施し、その結果を基に効果的な発生抑制対策を実施すること。
- (3) 福岡県をはじめとする日本海側の沿岸部には、周辺国からの漂着ごみが繰り返し漂着していることから、関係国との国際連携・協力を強化し発生抑制対策を実施すること。

11 漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）

【所管省庁 国土交通省、農林水産省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

1.2 浄化槽による汚水処理の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換についての取組を推進するため、汲み取り便槽の撤去費等について、更なる財政支援を行うこと。
- (2) 浄化槽整備事業の推進のため、新築及び既存家屋への浄化槽設置に対する財政支援のあり方の見直しを行うこと。
- (3) 公共浄化槽の導入を促進するため、維持管理費用についての更なる財政支援を行うこと。
- (4) 浄化槽の適正な維持管理の推進のため、特に少人数高齢者世帯における維持管理負担の軽減について、制度の見直しを行うこと。
- (5) 都道府県が行う浄化槽台帳の整備に関する財政支援について、継続して行うこと。

1.3 特定外来生物の防除の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 特定外来生物の国内への侵入は、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に甚大な影響を与えることから、国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。
- (2) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」改正により、地方公共団体は国内に定着が確認された特定外来生物の防除の責務を新たに負うことになったことから、これまで防除の責務を第一義的に負っていた国は地方公共団体が実施する防除に必要な費用について十分な予算措置を継続的に講じていくこと。
- (3) 国は、地方公共団体が効果的に特定外来生物防除を行えるよう適切な助言を行うとともに、防除対象となる特定外来生物が複数の都道府県にまたがって生息している場合には都道府県間の広域連携を積極的に支援すること。

1.4 安価で安定的な、環境にも配慮したエネルギー供給体制の構築（再掲）

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省】

- (1) 安価で安定的なエネルギーの需給の実現に向けて、取組を強化すること。
- (2) 再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの更なる普及促進を図るため、設備導入への支援、規制緩和、研究開発を継続すること。

1.5 太陽光パネルリサイクル等に対する制度創設

【所管省庁 環境省】

使用済み太陽光パネルの適切な回収及びリサイクルを推進するため、法整備を含めた対策を実施すること。

1.6 地方公共団体における食品ロス削減推進計画に係る支援強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 食品ロス量の把握のために地方公共団体が継続的に実施することが必要となる一般廃棄物の組成調査に対する支援事業の拡充を図ること。
- (2) 食品ロス削減の推進に関する基本的な方針の進捗管理のために国が実施する調査について、地方公共団体へのデータ提供を念頭に置いて実施すること。

1.7 プラスチック資源循環に係る支援強化

【所管省庁 環境省】

- (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に関して、更なる財政的支援・技術的支援を講じること。
- (2) 事業者によるプラスチック使用製品の回収・再資源化等のための技術開発及び施設整備への支援を拡充すること。

■環境省（原子力規制庁）

1 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、環境省（原子力規制庁）】

- (1) 原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、船舶に対する避難退域時検査等、具体的な実施方法が示されていない部分を早急に明らかにすること。
- (2) 避難用バスの運転手確保等、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- (3) 自治体を実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、その用途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）

【所管省庁 内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

- (1) 原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。
- (2) 原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、新しい原子力規制検査制度の実効性を高めること。

3 放射線モニタリング体制の強化

【所管省庁 環境省（原子力規制庁）】

地域の特性を踏まえ、都道府県が必要と判断する放射線モニタリング体制の構築については、UPZ内の地域はもとより、UPZ外の地域についても国において適切な財政措置を行うこと。

また、UPZ内の放射線モニタリング体制についても、現在の体制を後退させることがないよう、国において財政措置を継続して行うこと。

■防衛省

1 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画

【所管省庁 防衛省】

佐賀空港への自衛隊のオスプレイ等の配備計画について、今後、具体的な運用方法や本県への影響及び影響が生じた場合の対応が明らかになった時点で、本県に対し速やかに説明すること。

また、関係する自治体や関係者に対しても、直接説明するなど適切に対応すること。

- (1) 本県内での飛行頻度と飛行時間
- (2) 本県内のオスプレイ等の飛行経路における高度と騒音の程度
- (3) オスプレイ等の飛行に伴う本県内の畜産などの農業やノリ養殖などの漁業をはじめとする地域産業に対する影響及び影響が生じた場合の対応

■国家公安委員会

1 暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- (1) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- (2) 暴力団の所得に関する調査・徴収を徹底すること。
- (3) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- (4) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 県下全域における自動車ナンバー自動読取システムの配備について、筑後地区の中核都市等を中心に整備を促進すること。
 - ④ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
 - ⑤ 爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。

- (5) 宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

■警察庁

1 治安基盤の充実強化

【所管省庁 警察庁】

- (1) 無線警ら車等を整備し、警察活動基盤を充実強化すること。
- (2) 初動警察活動に従事する交番・駐在所勤務員等が使用する無線機の通話エリア拡大のための中継所（基地局）を増設すること。
- (3) 安全で快適な交通環境を実現すること。
- (4) 交通安全施設の充実整備及び効率的かつ計画的な更新を推進すること。

2 捜査基盤の充実強化

【所管省庁 警察庁】

暮らしの安全・安心へ向け、次のとおり捜査基盤の充実強化を図ること。

- (1) 重要凶悪事件等における秘匿性を確保した迅速・的確な捜査を推進するための各種資機材の整備を図ること。
- (2) 現代の公判情勢に適応した客観証拠を確保するための各種資機材の整備を図ること。
- (3) 刑事手続IT化に伴うシステムや各種資機材の国費による整備を図ること。
- (4) 死体取扱業務に伴う特殊勤務手当の充実を図ること。
- (5) 特殊詐欺事件における検挙対策を強力に推進するための資機材の整備を図ること。

3 暴力団壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省（文化庁）】

- (1) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ① 就労支援に関する広域連携を全国に拡大させること。
 - ② 離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- (2) 暴力団の所得に関する調査・徴収を徹底すること。
- (3) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- (4) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ① 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ② 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③ 県下全域における自動車ナンバー自動読取システムの配備について、筑後地区の中核都市等を中心に整備を促進すること。
 - ④ 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。

- ⑤ 爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。
- (5) 宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

4 警察業務のデジタル化施策推進への支援（再掲）

【所管省庁 警察庁、デジタル庁】

- (1) 警察業務のデジタル化施策を推進する上で、多額の費用を要する「県民の利便性や業務の合理化・高度化に資する各種システムの導入経費」や「デジタル基盤構築に必要なパソコン等機器の整備経費」などに対し、国庫補助金や交付金により財政的支援を行うこと。
- (2) 部内向け業務に関するデジタル化施策に対し、技術的支援や補助金による財政的支援を行うこと。

5 犯罪被害者支援の推進（再掲）

【所管省庁 法務省、警察庁】

- (1) 犯罪被害者が迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、以下のとおり、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること。
 - ① 損害賠償請求権について、消滅時効期間を延長すること。
 - ② 再提訴時の申立手数料について、損害賠償請求命令制度（申立手数料は一律 2,000 円）のように、低廉で定額の申立手数料とすること。
 - ③ 国が犯罪被害者による強制執行を代行する制度や、国が加害者に代わって被害者へ賠償金を支払い、追って加害者へ求償する制度等の創設を検討すること。
- (2) 犯罪被害給付制度における給付金の申請から裁定までに要する期間を短縮すること。

6 子どもを事件・事故から守る対策の充実（再掲）

【所管省庁 内閣府（少子化対策）、警察庁、総務省、文部科学省】

国の「登下校防犯プラン」で平成 30 年度及び令和元年度に予算措置された、通学路における防犯カメラ設置への財政支援を復活させること。

7 ストーカー対策の強化

【所管省庁 警察庁】

ストーカー加害者の更生に係る精神医学的見地からの治療プログラムを確立すること。